

静かな空を もとめて

第3次新横田基地公害訴訟
原告団ニュース

第11号



3月6日に第9回口頭弁論と報告集会

オスプレイ被害など追及

1. オスプレイの危険性について

佐藤 諒一 弁護士

2023年11月に発生した屋久島沖での横田基地所属のCV-22 オスプレイ墜落事故後も、オスプレイの事故が相次いでいます。2024年9月に米ワシントン州でエンジン出火事故、同年10月に陸自V-22の機体一部損傷事故、同年11月に米ニューメキシコ州で墜落寸前事故が発生し、それ以外にも日本国内で緊急着陸等が頻繁に起きています。

ニューメキシコ州での事故はとりわけ問題です。事故の原因として、屋久島沖での墜落事故と同様にプロップローターギアボックス内の金属ギアにおける異常が検知されたと報告されているからです。同事故後、オスプレイについては再度飛行停止措置がとられましたが、現在同措置は解除されています。

米軍は、繰り返しオスプレイの飛行停止措置をとり、そのたびに「安全性が確認された」として飛行を再開させていますが、なお事故が頻発しています。オスプレイには、部品交換や定期的な検査などでは対応できない構造的欠陥があり、墜落の危険性は明らかです。オスプレイが原告ら横田基地周辺住民の頭上を飛ぶことは許されません。



2. 騒音による健康影響について

佐藤 雄紀 弁護士

田鎖順太・北海道大学大学院工学研究院助教による、騒音による健康影響のメカニズムについての意見書を提出しました。

田鎖助教によれば、騒音には、単に知覚による感覚的・主観的な影響にとどまらず、生理的な反応を生じ健康リスクを増大させるという影響があります。そして、健康影響の観点からは活動時より就寝時の騒音曝露が重要であり、ストレス反応においては、騒音による睡眠妨害が中心的な役割を果たします。

(2面に続く)

発行 第3次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川 1655-3 白鳥第2ビル302号 TEL/FAX 042-552-4451



(1面から)

その結果、虚血性心疾患、脳卒中、がん、精神疾患、代謝系疾患、胎児の発育不全等の健康影響が生じることが懸念され、また疫学研究を通じて騒音との関係が明白に示されているもの(虚血性心疾患等)もあるのです。このようなストレス反応による健康影響は、生理学の教科書に掲載されているほど広く認められていることです。

このように、横田基地を離着陸する航空機の騒音、特に就寝時の騒音は、原告ら基地周辺住民が意識するとしないと関わらず、その健康に影響を与え、虚血性心疾患等の原因となり得るのです。このような影響の重大性に照らせば、直ちに飛行差止が認められるべきです。

求釈明の申立を行う

森田 太三 弁護士

国が米軍機の飛行を差し止める権限を持っているか否かという問題の前提として、外国軍隊(米軍)に受入国(日本)の国内法の適用があるのかどうか問題となります。

国は1973年以降、国会で、特別の取り決めがない限り米軍基地の施設・区域について日本の国内法は適用にならないと答弁しており、外務省のホームページには同内容の記載があります。しかし、1973年よりも以前の国会では、横田基地の施設・区域について原則として日本の国内法が適用になると答弁しており、また本訴訟においても、「国家はその領域内で主権を有しており、その領域内にある者には外国人を含め属地的にその国の法令が適用される」と明確に回答しています。

そこで、これらの点についての国の主張を明らかにさせるため、裁判所に対し、国への釈明を行うよう求めました。

国側の準備書面9—防音工事の効果

被告(国)は2月21日付で「住宅防音工事に関わる主張」を補充するとして、準備書面9を裁判所に提出しました。

第1に「住宅防音工事により航空機騒音に係る環境基準の改善目標を達成されている場合には、違法性が減殺される」とし、「住宅防音工事が実施された居室数や工事の種別に応じて減額すべき」「外郭

防音工事が実施された住宅や全居室を選択して防音区画改善工事を実施された住宅に居住する原告らの損害額の減額率については(中略)高く認められるべき」とし、第2に過去に実施した防音量調査では、すべての住宅において計画防音量を達成していた(後略)として、「設計図面通りに住宅防音工事が実施されたことが確認できれば、この事実から、当該住宅が計画防音量を達成していることが推認できるのであって、原告らの主張(防音工事の効果は極めて限定的である)に理由はない」、と主張しました。

※ 賠償額を減額し、部屋数で減額率を変えろというものです。まったく認められない主張です。

原告の声**韓国での誤爆は
他人事ではありません**

瑞穂支部 田中 高子

今回で3回目の傍聴ですが、裁判進行が遅いと感じています。2ヶ月に1回位は仕方ないとしても、30分で終了は何とも歯痒い進み方です。危険なオスプレイまで追加され、被害感が増すばかり、最初の裁判で被害認定しても良かったです。ノロノロしている間にオスプレイの事故も多くなります。

3/1には横田基地からF35戦闘機がAM10:30に4機、11:15、11:25に2機ずつ爆音を轟かせ飛び立ち、午後は2:10、2:30、3:30、3:40に各2機編成で離着陸を繰返していました。

3/6のNHKニュースで米韓軍事演習中、韓国住宅地に爆弾を誤投下し、被害が出ているとのこと。横田基地周辺の住民として、ひとごとと思えません。危険を排除する早い判決を望みます。



活発な発言に元気をもらおう

報告集会

弁論終了後に多摩弁護士会館で報告集会を行い、陳述を担当した各弁護士から弁論の概要が報告されました。

その後、山本哲子弁護団長から、549世帯の陳述書を裁判所に提出したこと、これからはビデオ検証、現地検証を行うだけでなく、原告本人尋問で具体的な被害を立証する、原告のみなさんと力をあわせて裁判を進めていきます、との報告がありました。
(報告の概要は別紙をご覧ください。)

報告を受けて会場から「オスプレイの差止めを実現するため、危険性を裁判官にわからせるようにしてほしい」「羽田飛行場への民間機の飛行差止めを求める裁判の内容を検討して横田裁判に活用してほしい」、「岩国へのオスプレイ配備反対を原告団として関係自治体に抗議すべきだ」「原告、被告の主張を原告だけでなく誰でもが分かるようにデータをオープンすべきではないか」、「裁判の進行を早めるよう弁護団として前向きに取り組んでほしい」との意見が出されました。



報告集会で今後の裁判進行について報告する山本哲子弁護団長

最後に、加納力弁護団副団長から「今回の弁論は面白い内容だった。睡眠中でも騒音により健康に被害を与える、国に釈明を求めるなどだ。今後原告本人尋問もある。さらに面白くなる。多くの傍聴で盛り上げよう」と訴えがあり、参加者からは「活発な意見交換で、参加してよかった」との感想がありました。

2/2 オスプレイ学習会・交流会 各支部の活動を交流

瑞穂

岡口 明さん

瑞穂の中には、夜中の10時過ぎまでオスプレイがホバリングをして被害を受けている原告がいます。

2024年2月から陳述書作成の活動をすすめてきました。いろいろなハプニングもありましたが、1年間で95%の原告世帯の協力をえられました。

瑞穂町長は住民の声に押されて、防衛省などに声を上げてくれています。

支部では、今回初めて原告になった方もおられます。これまでの裁判に参加した方だけでなく、新しい原告には1度でも傍聴に来てもらおうと努力しています。よい判決を得られるように弁護団と力を合わせていきたいと思います。



昭島

永川 勝則さん

220世帯、支部役員は毎月会議を行い、裁判所への傍聴参加を募っています。また、陳述書作成は延べ19回の会場で59名の弁護士で行ってきました。会場に来れない方のお宅も弁護士と訪問してほぼ作成を終えてきました。昭島市の物心両面の支援に感謝しています。拝島2小の訪問で子どもの教育環境に関する実態調査にも協力いただいています。

これからは、現地検証などにも力を入れていきたい。原告は高齢化が進んでいますが、力をあわせて頑張っていきます。

各支部の報告より

2・2 学習会・交流会 (3面から)

八王子

立石 正之さん

横田基地への航路に当たるのが八王子です。これまで、町会の騒音対策委員会と協力し、市の環境課などと意見交換を行ってきましたが、コロナの時期一時中断してしまいました。

2024年に騒音アンケートを久保山町の騒音がひどい地域の全戸を対象に投函。486世帯(25%)から回収することができました。その結果を集計し、市役所に申し入れをして意見交換会を再開しています。

また、市に騒音測定を自治体の責任で1年中実施して欲しいとの請願を周りの町会にも呼びかけて行います。

町会会館には、原告団が設置した測定器があります。毎月の騒音測定結果を分析し、レポートにまとめるとともに、市を動かす力にしていきたいと思えます。これからも、原告外の方も含め、地域から世論を作っていきたいと思えます。

福生

御供所 弘人さん

基地に一番近い地域で滑走路がすぐ目の前です。小さな支部ですが、月に1回、弁護団からも来ていただいて話し合いを行っています。

日野

星野 慧さん

75Wの南端で36世帯と小さい支部ですが、被害感を訴える大事な地域だと思っています。

支部では年1回総会を行っていますが、運動を原告以外にも広げることに力を入れるため学習会もあわせて行っています。

住民アンケートを騒音地域以外の範囲に広げて行いました。地域には障がい者施設もあり、アンケートには障害を持つ方などから深刻な実態が示されています。自治体が住民の被害をきちんととらえ、対策を独自にとってほしいと関係部署に何回か要請を行っています。

わたし自身の経験でも娘の卒業式で8回の騒音に邪魔されました。このような被害をなくすため、各支部と連携しながら進めていきたいと思えます。



菅沼さんの学習会
動画 (youtube)

5月29日第10回裁判の傍聴を

第10回の口頭弁論は、5月29日午後2時から東京地方裁判所立川支部で行われます。

国側から原告の被害は、共通損害などではなく、個別に立証すべきだ。騒音によって健康に被害をもたらすことはないなどの主張に対し弁護団が反論を行います。

また、国が定めたうるさい地域(騒音コンター)の外側の地域でも騒音被害が生じていることを新しい知見に基づいて訴える予定です。

ぜひ多くのみなさんが裁判所に駆けつけていただき、裁判官に私たちの熱意と願いを届けましょう。

◆ 2025年度にむけて

新しい年度になりました。

原告団の団費について、みなさまのお宅に振込用紙をお送りいたします。住所変更やご家族の中で移動などがありましたら、原告団事務所にご連絡いただけますようお願い申し上げます。

原告団事務所 火木金の午前10時から午後4時までは事務局員が対応いたします。その他の曜日はご連絡先にお返事いたします。よろしくお願ひします。

今後の予定

◇ 第11回口頭弁論

9月18日(木) 午後2時から
東京地方裁判所立川支部

◇ 第12回口頭弁論

11月20日(木) 午後2時から
東京地方裁判所立川支部